

平成26年 1 月24日 招集

平成26年門真市教育委員会第1回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第1回定例会  
 平成26年1月24日（金）午後2時  
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第1号	市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について	1
第4	議案第2号	門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について	6
第5	議案第3号	門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の一部改正について	14
第6	議案第4号	門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部改正について	16
第7		諸報告	21

## 議案第1号

### 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

子ども子育てに関する事務の一部について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、門真市長から次の事項を門真市教育委員会へ委任及び門真市教育委員会事務局職員へ補助執行させたい旨協議があり、同意したいので、門真市教育委員会の議決を求める。

平成26年1月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

#### 1 委任される事務

- (1) 幼保一元化施策に関する事
- (2) 子育て支援に関する事
- (3) 放課後児童健全育成事業に関する事
- (4) 保育の実施及び保育園に関する事

#### 2 補助執行される事務

- (1) 児童手当（職員の児童手当に関するものを除く。）、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (2) ひとり親家庭医療費の助成に関する事
- (3) こども医療費の助成に関する事
- (4) 未熟児養育医療の給付に関する事。
- (5) 児童家庭相談に関する事。
- (6) 児童虐待に関する事。
- (7) ひとり親家庭等の自立支援に関する事
- (8) 母子寡婦福祉資金貸付に関する事。
- (9) 助産及び母子保護の実施に関する事。

- (10) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）により本市が処理することとされた大阪府知事の権限に属する事務のうち、助産施設及び母子生活支援施設並びに放課後児童健全育成事業に係る事務の執行に関する事。
- (11) 門真市立保育園の保育料の決定、徴収、減免及び還付に関する事
- (12) 門真市立こども発達支援センターの運営に関する事。

### 3 委任及び補助執行する時期（始期）

平成26年4月1日から施行する。

## 提案理由

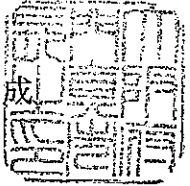
子ども子育てに係る施策を一体的に行い、効率的かつ機動的な体制の構築を図るため、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について同意するにつき、本案を提出するものである。



門政企第400号  
平成26年1月21日

門真市教育委員会委員長  
長澤 信之 様

門真市長 園部 一成



市長の権限に属する事務の委任及び補助執行について（協議）

このことにつきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

## ○市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

### 1. 概要

平成26年4月1日に予定される機構改革に伴い、現在市長部局の健康福祉部福祉政策課、子ども課）で実施している事務の一部につき、教育委員会事務局職員が実施することになる。そのため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、教育委員会へ委任及び補助執行を適用するにあたって協議を行うもの。

### 2. 委任と補助執行について

委任とは、事務権限を教育委員会へ移管し、事務を教育委員会事務局職員により執行するものとし、門真市教育委員会名により実施する。

補助執行とは、事務権限を市長とし、事務を教育委員会事務局職員により執行するものとし、門真市長名により実施する。

※委任事務は、教育委員会会議において、その事務の可否について、審議し決定するもの

### 3. 委任する事務

門真市長は、現在健康福祉部福祉政策課及び子ども課で実施している事務の一部を門真市教育委員会に委任する。但し、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第3号に規定する分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収等については、補助執行とする。

具体的には以下の事務が該当する。

- ① 幼保一体化施策に関すること。（福祉政策課）
- ② 子育て支援に関すること。（子ども課）
- ③ 放課後児童健全育成事業に関すること。（子ども課）
- ④ 保育の実施及び保育園に関すること。（子ども課）

#### 4. 補助執行させる事務

門真市長は、現在健康福祉部子ども課で実施している事務の一部並びに平成26年4月1日開設予定の門真市立こども発達支援センターの運営に関する事務を、門真市教育委員会教育長及び門真市教育委員会事務局職員に補助執行させる。

具体的には以下の事務が該当する。

- ① 児童手当（職員の児童手当に関するものを除く。）、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。（子ども課）
- ② ひとり親家庭医療費の助成に関すること。（子ども課）
- ③ こども医療費の助成に関すること。（子ども課）
- ④ 未熟児養育医療の給付に関すること。（子ども課）
- ⑤ 児童家庭相談に関すること。（子ども課）
- ⑥ 児童虐待に関すること。（子ども課）
- ⑦ ひとり親家庭等の自立支援に関すること。（子ども課）
- ⑧ 母子寡婦福祉資金貸付に関すること。（子ども課）
- ⑨ 助産及び母子保護の実施に関すること。（子ども課）
- ⑩ 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）により本市が処理することとされた大阪府知事の権限に属する事務のうち、助産施設及び母子生活支援施設並びに放課後児童健全育成事業に係る事務の執行に関すること。（子ども課）
- ⑪ 門真市立保育園の保育料の決定、徴収、減免及び還付に関すること。（子ども課）
- ⑫ 門真市立こども発達支援センターの運営に関すること。（さつき園・くすのき園）

#### 5. スケジュール（2月中 制定予定）

協議の同意後、「門真市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則」及び「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を市長部局で制定する。

#### 6. 委任及び補助執行の開始時期

平成26年4月1日とする。

## 議案第2号

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年1月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

## 提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。



門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第18条第2項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織、事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分課)</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の表に掲げる部及び課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">部</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生涯学習部</td> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">こども未来部</td> <td style="text-align: center;">こども政策課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子育て支援課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育幼稚園課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職の設置)</p> <p><b>第3条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、課に上席主任、<u>主任保育士</u>、主任及び主査を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>(グループ制)</p> <p><b>第6条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>子育て支援課に家庭児童相談センターを置く。</u></p> <p>3 略</p>	部	課	略		生涯学習部	生涯学習課	略	こども未来部	こども政策課	子育て支援課	保育幼稚園課	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号_____）第18条第2項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織、事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分課)</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の表に掲げる部及び課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">部</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生涯学習部</td> <td style="text-align: center;">地域教育文化課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職の設置)</p> <p><b>第3条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、課に上席主任、<u>_____</u>、主任及び主査を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>(グループ制)</p> <p><b>第6条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>	部	課	略		生涯学習部	地域教育文化課	略	_____	_____	_____	_____	_____	_____
部	課																								
略																									
生涯学習部	生涯学習課																								
	略																								
こども未来部	こども政策課																								
	子育て支援課																								
	保育幼稚園課																								
部	課																								
略																									
生涯学習部	地域教育文化課																								
	略																								
_____	_____																								
_____	_____																								
_____	_____																								

改正後	改正前
<p>(<u>教育機関等の事務分掌</u>)</p> <p><b>第9条</b> <u>法第30条に規定する教育機関（門真市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）を除く。）及び門真市教育委員会（以下「委員会」という。）の管理に属する事業所の内部組織、事務分掌</u>その他必要な事項は、教育委員会規則で定めるところによる。</p>	<p>(<u>教育機関の事務分掌</u>)</p> <p><b>第9条</b> <u>教育機関の事務分掌</u>その他必要な事項は、教育委員会規則で定めるところによる。</p>

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

部	課	分掌事務
学校教育部	教育総務課	(1) 委員会の会議及び委員に関すること。 (2) 組織管理及び事務管理に関すること。 (3) 委員会の法規文書に関すること。 (4) 委員会の後援名義に関すること。 (5) 委員会表彰に関すること。 (6) 委員会に対する請願及び陳情に関すること。 (7) 委員会の公印の管理及び文書管理に関すること。 (8) 教育行政に係る調査研究、企画、調整及び広報に関すること。 (9) 事務局の物品の調達及び修理並びに印刷物等の発注に関すること。 (10) 市費負担教職員の人事、給与、厚生、安全衛生及び研修に関すること。 (11) 学校の適正配置に関すること。 (12) 学校の予算及び決算の総括に関すること。 (13) 学校施設の建設計画及び維持管理に関すること。 (14) 学校給食に関すること。 (15) 事務局の庶務に関すること。
	学校教育課	(1) 学級編制、就学事務並びに通学区域の設定及び変更に関すること。 (2) 教科用図書は無償給与及び学校基本調査統計に関すること。 (3) 府費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事、給与及び厚生に関すること。 (4) 就学援助及び特別支援教育就学奨励に関すること。 (5) 学校の保健及び環境衛生に関すること。 (6) 教職員の健康管理に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 児童及び生徒の交通安全に関すること。</li> <li>(8) 学校教育計画の調査研究、教育課程の研究及び指導並びに教育活動の指導及び助言に関すること。</li> <li>(9) 門真市教育センターの管理運営に関すること。</li> <li>(10) 人権教育の企画、指導等に関すること。</li> <li>(11) 同和教育及び人権教育研究会の指導及び助言に関すること。</li> <li>(12) 人権教育関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
生涯学習部	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育及び生涯学習の計画、調査研究及び推進に関すること。</li> <li>(2) 社会教育委員及び社会教育指導員に関すること。</li> <li>(3) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 社会同和教育に関すること。</li> <li>(5) 青少年の健全育成に関すること。</li> <li>(6) 青少年問題協議会に関すること。</li> <li>(7) 文化及び芸術の企画、調整及び振興に関すること。</li> <li>(8) 社会教育施設及び生涯学習施設の計画、整備及び管理運営に関すること。</li> <li>(9) 門真市民プラザの建物及び敷地の管理運営に関すること。</li> <li>(10) 国際交流及び姉妹都市交流に関すること。</li> <li>(11) 門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の管理運営に関すること。</li> </ul>
	スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ施策の企画及び立案に関すること。</li> <li>(2) スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。</li> <li>(3) スポーツ関係団体の育成及び連絡調整に関すること。</li> <li>(4) スポーツ推進委員に関すること。</li> <li>(5) スポーツ施設の管理運営に関すること。</li> <li>(6) 学校体育施設開放に関すること。</li> </ul>

こども 未来部	こども政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼保一体化施策の総合調整に関する事。</li> <li>(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て会議に関する事。</li> <li>(3) 保育園、幼稚園及び認定こども園に係る計画及び適正配置等に関する事。</li> <li>(4) 児童手当（職員の児童手当に関するものを除く。）、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。</li> <li>(5) ひとり親家庭医療費の助成に関する事。</li> <li>(6) こども医療費の助成に関する事。</li> <li>(7) 未熟児養育医療の給付に関する事。</li> </ul>
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育て支援事業に関する事。</li> <li>(2) ファミリー・サポート・センター及びつどいの広場に関する事。</li> <li>(3) 放課後児童健全育成事業に関する事。</li> <li>(4) 放課後児童健全育成事業の開始等の届出の受理等に関する事。</li> <li>(5) 助産及び母子保護の実施に関する事。</li> <li>(6) 助産施設及び母子生活支援施設の設置に係る認可等に関する事。</li> <li>(7) 児童家庭相談に関する事。</li> <li>(8) 児童虐待に関する事。</li> <li>(9) ひとり親家庭等の自立支援に関する事。</li> <li>(10) 母子寡婦福祉資金貸付に関する事。</li> </ul>
	保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学前の保育及び教育に関する事。</li> <li>(2) 子ども・子育て支援法に基づく事務（他課に属するものを除く。）に関する事。</li> <li>(3) 保育園、幼稚園等に係る情報提供及び相談に関する事。</li> </ul>

	<p>(4) 公立保育園及び幼稚園の予算及び決算の総括に関する こと。</p> <p>(5) 公立保育園及び幼稚園の維持管理に関すること。</p> <p>(6) 公立保育園及び幼稚園との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 公立保育園及び幼稚園の保健及び環境衛生に関する こと。</p> <p>(8) 民間保育事業の育成指導に関すること。</p> <p>(9) 幼稚園就園奨励及び私立幼稚園児の保護者に対する補 助金に関すること。</p>
--	---

備考

- 1 この表の分掌事務中「事務局の庶務」とは、次に掲げる事務をいう。ただし、課が当該事務を所管する場合は、これを除く。
  - (1) 連絡調整に関すること。
  - (2) 職員の休暇取得の事務処理に関すること。
  - (3) 自動車の管理に関すること。
  - (4) 文書の受領、配布及び発送に関すること。
  - (5) その他部の庶務に関すること。
- 2 この表に掲げるもののほか、課においては課の庶務として、次に掲げる事務を所管する。
  - (1) 連絡調整に関すること。
  - (2) 予算、決算及び物品に関すること。
  - (3) 課の自動車の管理に関すること。
  - (4) 文書の受領、配布及び発送に関すること。
  - (5) 備品台帳の管理に関すること。
  - (6) その他課の庶務に関すること。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日（以下「切替日」という。）現在、次の表の第1欄に掲げる課の課長、課長補佐、主任、副参事、上席主査又は主査の職にある者で、別に辞令を交付されないものは、同年4月1日（以下「発令日」という。）付けで、それぞれ同表の第2欄に掲げる課の課長、課長補佐、主任、副参事、上席主査又は主査の職を命じられたものとする。

第1欄	第2欄
生涯学習部地域教育文化課	生涯学習部生涯学習課

- 3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）第3条に規定する給料表の1級又は2級の適用を受け、かつ、切替日現在前項の表の第1欄に掲げる課に勤務を命じられている者で、別に辞令を交付されないものは、発令日付けで、それぞれ同表の第2欄に掲げる課に勤務を命じられたものとする。

## 議案第3号

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則（平成16年門真市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年1月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

## 提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。



門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則（平成16年門真市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定により、教育長の職務を行う事務局の職員は、教育次長及び部長の職にある者とし、その順序は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第4順位</u> <u>こども未来部長の職にある者</u></p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定により、教育長の職務を行う事務局の職員は、教育次長及び部長の職にある者とし、その順序は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <hr/>

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 議案第4号

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部改正について

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年1月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

### 提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則</u></p>	<p><u>門真市教育機関の事務分掌等に関する規則</u></p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p><b>第1条</b> この規則は、門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき<u>教育機関及び門真市教育委員会の管理に属する事業所の内部組織（以下「教育機関等」という。）</u>、事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><b>第1条</b> この規則は、門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき<u>教育機関の事務分掌</u>その他必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(教育機関等の所属)</p>	<p>(教育機関の所属)</p>
<p><b>第2条</b> <u>教育機関等</u>の所属は、別表第1に定めるとおりとする。</p>	<p><b>第2条</b> <u>教育機関</u>の所属は、別表第1に定めるとおりとする。</p>
<p>(職の設置)</p>	<p>(職の設置)</p>
<p><b>第3条</b> <u>教育機関等</u>に、それぞれ別表第1に掲げる長を置く。</p>	<p><b>第3条</b> <u>教育機関</u>に、それぞれ別表第1に掲げる長を置く。</p>
<p>2 <u>門真市立幼稚園に園長代理を、門真市立こども発達支援センターにセンター長補佐を置く。</u></p>	<p>_____</p>
<p>3 <u>門真市立図書館に館長代理、上席主任、主任及び主査を、門真市立保育園に園長代理、主任保育士及び主査を、その他の教育機関等に上席主任、主任及び主査を置くことができる。</u></p>	<p>2 <u>門真市立図書館に館長代理、上席主任、主任及び主査を_____、その他の教育機関に上席主任、主任及び主査を置くことができる。</u></p>
<p>4 特定の事務を処理させるため必要があるときは、<u>門真市立図書館、門真市立幼稚園、門真市立保育園及び門真市立こども発達支援センター</u>に参事、副参事、主幹、上席主査及び主査（前項の主査を除く。この項において同じ。）を、<u>その他の教育機関</u>に副参事、主幹、上席主査及び主査を置くこと</p>	<p>3 特定の事務を処理させるため必要があるときは、門真市立図書館_____に参事、副参事、主幹、上席主査及び主査（前項の主査を除く。この項において同じ。）を、<u>その他の教育機関</u>に副参事、主幹、上席主査及び主査を置くこと</p>

改正後	改正前																																																																					
<p>ができる。</p> <p>(教育機関等の分掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 教育機関等の分掌する事務は、おおむね別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(グループ制)</p> <p><b>第5条</b> 門真市立こども発達支援センターの分掌事務を処理させるため、門真市立こども発達支援センターにグループを置くことができる。</p> <p>2 グループの編成の基準その他グループ制による事務の処理に関し必要な事項については、別に定める。</p> <p>(迅速な事務執行のための措置)</p> <p><b>第6条</b> 規則第8条の規定は、教育機関等の分掌事務及び事務執行について準用する。</p> <p>(細目)</p> <p><b>第7条</b> この規則に定めるもののほか、教育機関等の事務分掌に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関等名</th> <th style="text-align: center;">所属部課等</th> <th style="text-align: center;">長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">門真市立公民館</td> <td>生涯学習部</td> <td rowspan="2">館長</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">門真市立文化会館</td> <td>生涯学習部</td> <td rowspan="2">館長</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">門真市立歴史資料館</td> <td>生涯学習部</td> <td rowspan="2">館長</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td>門真市立図書館門真市民プラザ分館</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>門真市立幼稚園</td> <td>こども未来部</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td>門真市立保育園</td> <td>こども未来部</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td>門真市立こども発達支援センター</td> <td>こども未来部</td> <td>センター長</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関等名	所属部課等	長	略			門真市立公民館	生涯学習部	館長	生涯学習課	門真市立文化会館	生涯学習部	館長	生涯学習課	門真市立歴史資料館	生涯学習部	館長	生涯学習課	} 略			門真市立図書館門真市民プラザ分館	略		門真市立幼稚園	こども未来部	園長	門真市立保育園	こども未来部	園長	門真市立こども発達支援センター	こども未来部	センター長	<p>ができる。</p> <p>(教育機関の分掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 教育機関の分掌する事務は、おおむね別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(迅速な事務執行のための措置)</p> <p><b>第5条</b> 規則第8条の規定は、教育機関の分掌事務及び事務執行について準用する。</p> <p>(細目)</p> <p><b>第6条</b> この規則に定めるもののほか、教育機関の事務分掌に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関名</th> <th style="text-align: center;">所属部課等</th> <th style="text-align: center;">長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">門真市立公民館</td> <td>生涯学習部</td> <td rowspan="2">館長</td> </tr> <tr> <td>地域教育文化課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">門真市立文化会館</td> <td>生涯学習部</td> <td rowspan="2">館長</td> </tr> <tr> <td>地域教育文化課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">門真市立歴史資料館</td> <td>生涯学習部</td> <td rowspan="2">館長</td> </tr> <tr> <td>地域教育文化課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td>門真市立図書館門真市民プラザ分館</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関名	所属部課等	長	略			門真市立公民館	生涯学習部	館長	地域教育文化課	門真市立文化会館	生涯学習部	館長	地域教育文化課	門真市立歴史資料館	生涯学習部	館長	地域教育文化課	} 略			門真市立図書館門真市民プラザ分館	略		_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
教育機関等名	所属部課等	長																																																																				
略																																																																						
門真市立公民館	生涯学習部	館長																																																																				
	生涯学習課																																																																					
門真市立文化会館	生涯学習部	館長																																																																				
	生涯学習課																																																																					
門真市立歴史資料館	生涯学習部	館長																																																																				
	生涯学習課																																																																					
} 略																																																																						
門真市立図書館門真市民プラザ分館	略																																																																					
門真市立幼稚園	こども未来部	園長																																																																				
門真市立保育園	こども未来部	園長																																																																				
門真市立こども発達支援センター	こども未来部	センター長																																																																				
教育機関名	所属部課等	長																																																																				
略																																																																						
門真市立公民館	生涯学習部	館長																																																																				
	地域教育文化課																																																																					
門真市立文化会館	生涯学習部	館長																																																																				
	地域教育文化課																																																																					
門真市立歴史資料館	生涯学習部	館長																																																																				
	地域教育文化課																																																																					
} 略																																																																						
門真市立図書館門真市民プラザ分館	略																																																																					
_____	_____	_____																																																																				
_____	_____	_____																																																																				
_____	_____	_____																																																																				
_____	_____	_____																																																																				

改正後		改正前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
教育機関等名	分掌事務	教育機関名	分掌事務
略		略	
門真市立図書館門真市民プラザ分館	略	門真市立図書館門真市民プラザ分館	略
門真市立幼稚園	(1) 園児の保育に関する <u>こと。</u> (2) 園の運営に関する <u>こと。</u>		
門真市立保育園	(1) 園児の保育に関する <u>こと。</u> (2) 園の運営に関する <u>こと。</u>		
門真市立こども発達支援センター	(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に関すること。</u> (2) <u>児童の心身の発達に係る相談に関すること。</u> (3) <u>センターの管理運営に関すること。</u>		
備考 略		備考 略	

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 平成26年3月31日（以下「切替日」という。）現在、次の表の第1欄に掲げる教育機関の園長、園長代理、上席主査又は主査の職にある者で、別に辞令を交付されないものは、同年4月1日（以下「発令日」という。）付けで、それぞれ同表の第2欄に掲げる教育機関の園長、園長代理、上席主査又は主査の職を命じられたものとする。

第1欄	第2欄
門真市立幼稚園	こども未来部門真市立幼稚園

- 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）第3条に規定する給料表の1級又は2級の適用を受け、かつ、切替日現在前項の表の第1欄に掲げる教育機関に勤務を命じられている者で、別に辞令を交付されないものは、発令日付けで、それぞれ同

表の第2欄に掲げる教育機関に勤務を命じられたものとする。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について	寺西学校教育課長
2	「平成26年門真市成人祭」の結果について	脊戸地域教育文化課長
3	門真市家庭教育支援相談員設置要綱の一部改正について	脊戸地域教育文化課長